令和5年度介護サービス事業者等

集団指導のポイント

令和4年度集団資料との相違点

福島市福祉監査課

令和5年度運営指導の重点着眼項目は7項目

- 個別サービス計画の作成
- 適切な利用者処遇の確保及び虐待の未然防止
- 非常災害対策
- 感染症対策
- 業務継続の取り組み
- 人員基準、勤務体制の確保等
- 適正な介護給付費の算定

詳しくは、資料1をご覧ください。

令和5年度は 226事業所へお邪魔します

- 令和5年度の運営指導は、4月から実施し、226事業所へお邪魔する予定です。

詳しくは、資料1をご覧ください。

義務化まで 残り1年です

令和6年4月1日より、以下の項目が義務化されます。準備はお済ですか？

- 業務継続計画の策定と研修・訓練の実施
- 感染症が発生し又はまん延しないように講ずべき措置
- 虐待防止のための体制整備
- 認知症介護基礎研修の受講

詳しくは、資料2をご覧ください。

同様の事例はありませんか？

- 運営指導の事例集に、令和4年度運営指導で指摘した事項で、皆さまへ確認していただきたい事例を追加しました。
- **この事例集を基に自己点検すれば、運営指導で指摘を受けることはまずありません。**
- 資料を確認後、ご自分の事業所で同様の事例がないか、自己点検をお願いします。
- 余裕があれば、他のサービスの事例もぜひご覧ください。

詳しくは、資料2をご覧ください。

事故等が発生したら 市に報告してください

- サービス提供中に発生した事故で、本来は市へ報告が必要にもかかわらず、報告されていない事例が、令和4年度運営指導で散見されました。
- 報告が必要な事故の範囲や手順を示したマニュアルを用意しました。
- 必ずマニュアルを確認し、適切な対応をお願いします。

詳しくは、資料4をご覧ください。

もう市役所に行く必要はありません

- 令和5年4月より、業務管理体制の整備に関する届出は、厚生労働省が整備した「業務管理体制の整備に関する届出システム」により行います。
- 令和5年10月より、厚生労働省が導入を進めている「介護サービス情報指定申請システム」を活用し、指定申請等のウェブ入力・電子申請を開始する方向で検討中です。
- 令和5年度中に、全ての申請・届出を電子申請で行うことになります。

詳しくは、資料5・6をご覧ください。

ご質問は「問合せフォーム」をご利用ください

- 電話で人員基準や加算算定の問い合わせをする前に、基準、国Q&A集や市へ照会のあった回答集をもう一度確認してください。同様の事例があるかもしれません。
- 市へ問い合わせする際は、電話ではなく、市ホームページから「福祉監査課問合せフォーム」をご利用ください。

詳しくは、資料6をご覧ください。

申請・届出の様式を標準様式に統一します

- 令和5年4月1日より、指定申請、更新申請や変更届等の様式を厚生労働省が作成した標準様式に統一します。

詳しくは、資料6をご覧ください。